

第 1 章

計画策定にあたって

第1章

計画策定にあたって

1 策定の趣旨

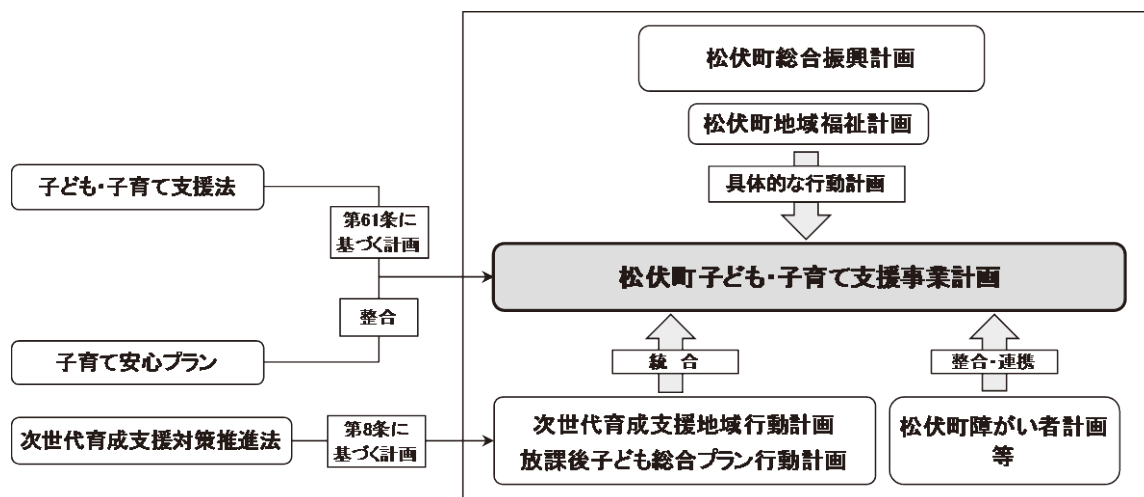
「子ども・子育て支援法」(平成27年4月施行)は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの成長と発達を保証します。また、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し役割を果たすことが必要です。

松伏町においては、『松伏町次世代育成支援地域行動計画』(平成17～26年度)の一部を継承して『松伏町第1期子ども・子育て支援事業計画』(平成27～31年度)を策定し取り組みを進めてまいりました。本計画はその成果を踏まえ、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の更なる充実を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。上位計画である松伏町総合振興計画及び松伏町地域福祉計画をはじめ、松伏町障がい者計画等の関連計画との調和を図ります。また、保育の受け皿の拡充と保育の質の確保を両輪とする子育て安心プランとの整合性の確保を図るとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援地域行動計画、更に今期より放課後子ども総合プラン行動計画を統合して施策を継承します。



3 計画の対象

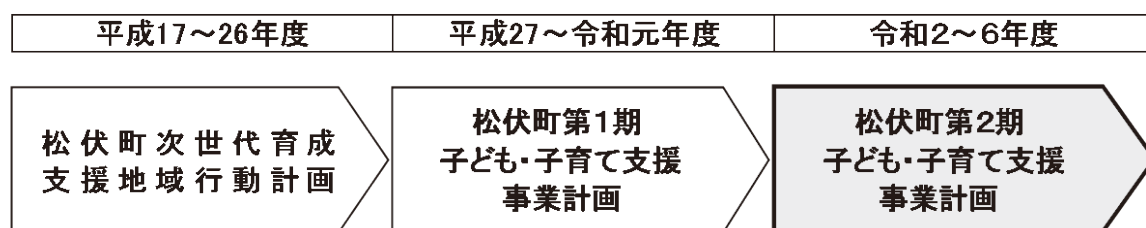
「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園を通じた保育機能の確保、それらの施設の利用者支援や地域子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図ることで、未就学児童とその家庭を支援するものです。

また、就学児童を対象とした放課後児童クラブが「地域子ども・子育て支援事業」に含まれており、学校教育との連携・接続にも配慮されます。

4 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。



5 策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「松伏町子ども・子育て支援審議会」にて委員の意見を聴取して策定します。

同審議会では、松伏町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査審議します。

■調査審議の内容

- ① 特定教育・保育施設（保育所（園）、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに係る事項を処理すること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

第2章

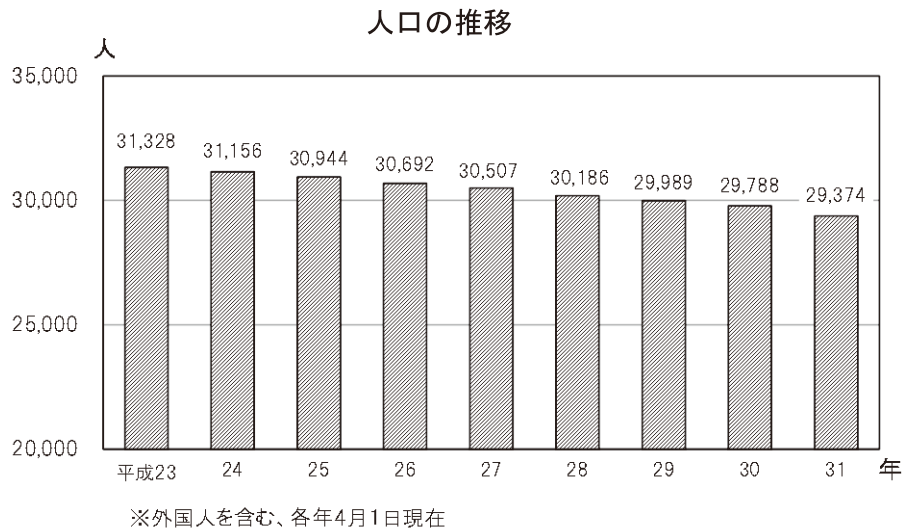
子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

松伏町の人口（各年4月1日現在）は微減傾向が続いており、平成29年以降は30,000人を切っている。平成31年の人口は29,374人で、平成30年と比較して1.39%の減少となった。



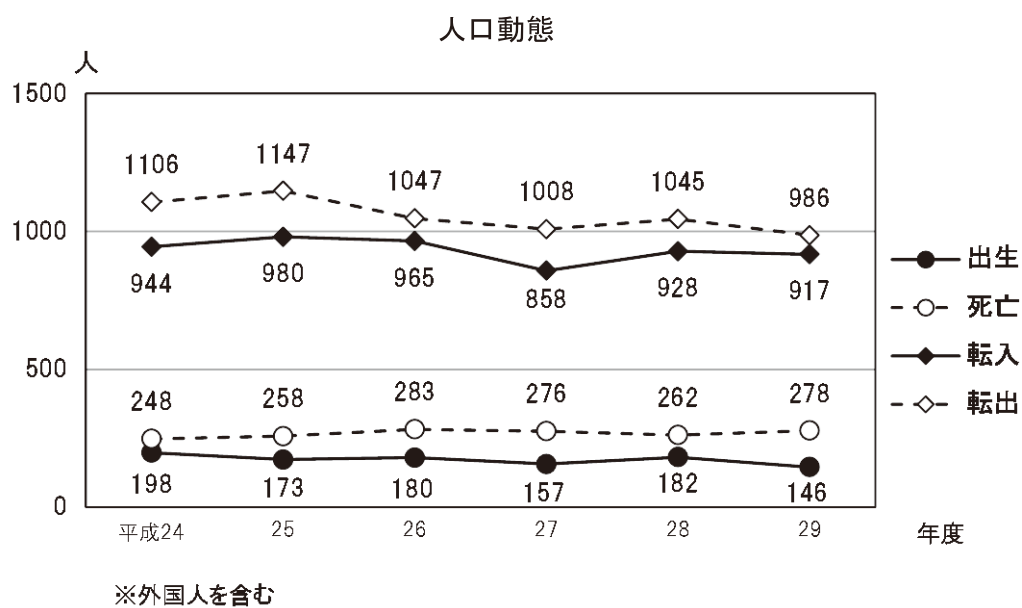
資料：住民基本台帳

② 自然動態・社会動態

自然動態については、出生は平成24～28年度には概ね180人前後で推移していたが、平成29年度には146人とやや少なくなっている。死亡は、平成29年度には278人となっており、平成24年度の248人と比較すると増加しているが、平成26年度から平成29年度にかけてはほぼ横ばい傾向が続いている。

社会動態については、転入は概ね900人台で推移しており、平成29年度は917人であった。転出は平成24年度から平成25年度は1,100人台であったが、平成26年度以降は概ね1,000人前後で推移しており、平成29年度は986人となっている。

平成24年度以降、自然動態については死亡が出生を上回っており、社会動態については転出が転入を上回っていることから、毎年度200人前後の人口が減少している。

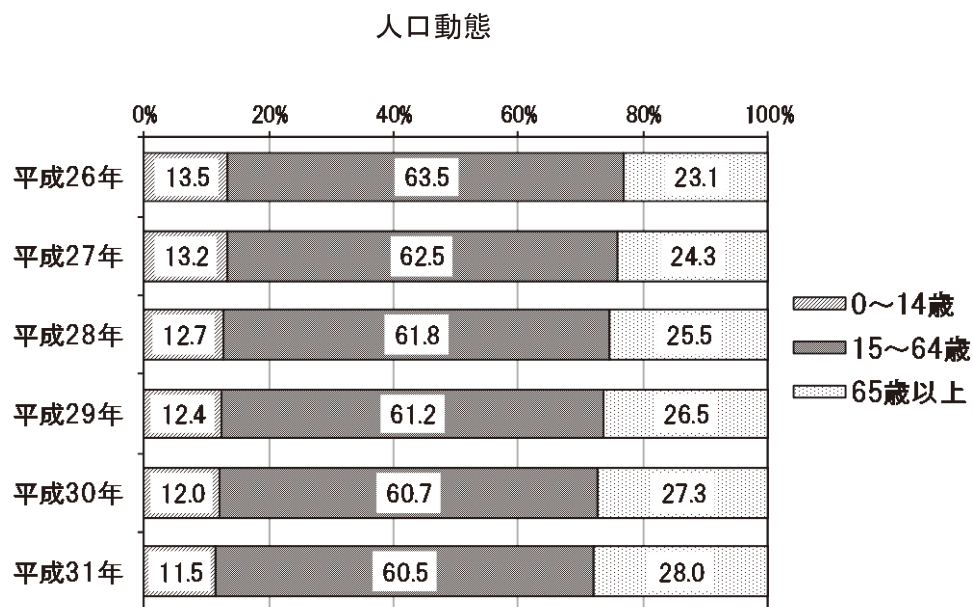


資料:住民基本台帳

③ 年齢区分別人口割合

平成31年の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は11.5%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は60.5%となっており、いずれも年々低下している。

一方、老年人口（65歳以上）の割合は上昇を続けており、平成31年には28.0%となっている。



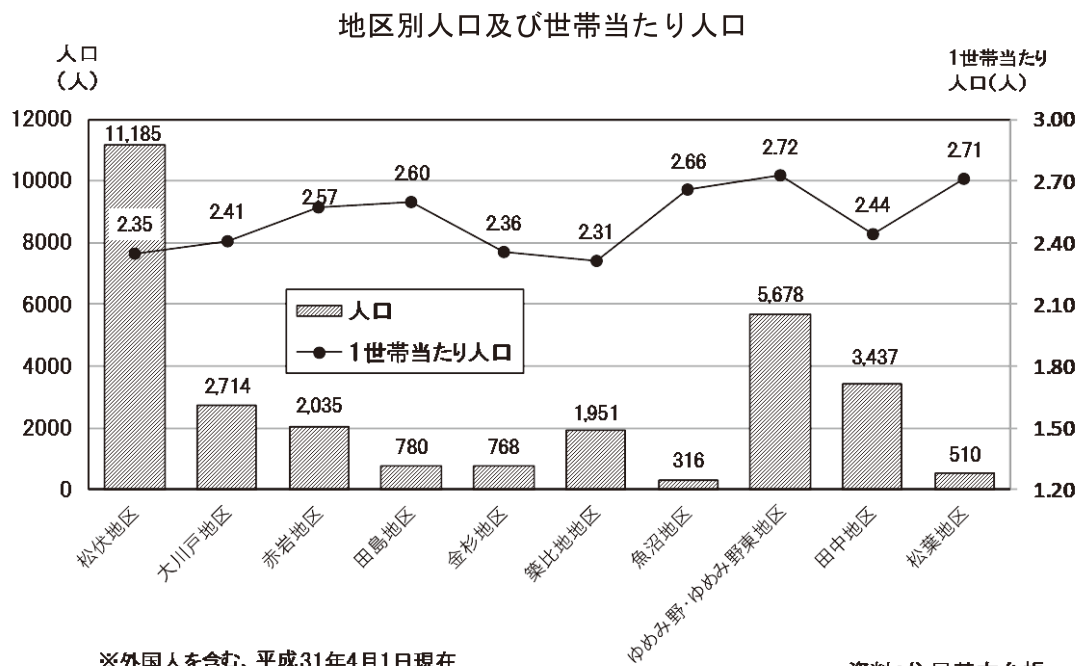
※外国人を含む、各年4月1日現在

資料:住民基本台帳

④ 地区別人口及び世帯当たり人口

地区別の人口をみると、松伏地区は11,185人で町内全体の38.1%を占めて最も多い。次いで、ゆめみ野・ゆめみ野東地区が5,678人で19.3%を占めており、この2地区を合わせて町内全体の57.4%を占めている。

地区別の世帯当たり人口をみると、築比地地区(2.31人)、松伏地区(2.35人)、金杉地区(2.36人)は他の地区に比較してやや少なく、他方、ゆめみ野・ゆめみ野東地区(2.72人)、松葉地区(2.71人)は他の地区に比較して多くなっている。



※外国人を含む、平成31年4月1日現在

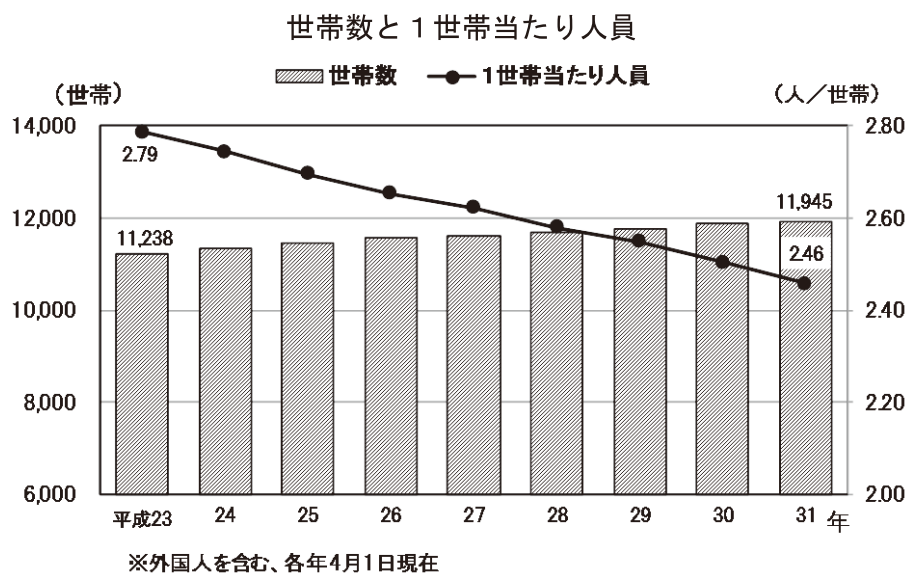
資料：住民基本台帳

（２）世帯の状況

① 世帯数と１世帯当たり人員

世帯数をみると、ここ数年は年々増加を続けており、平成２３年の１１，２３８世帯から平成３１年には１１，９４５世帯となり、前年と比較して０．４５％増加している。

世帯数が増加している一方で人口は減少していることから、１世帯当たり人員は年々減少しており、平成２３年の２．７９人から平成３１年には２．４６人となっている。



資料：住民基本台帳

② 世帯構成

平成２７年の国勢調査によると、松伏町の一般世帯数は１０，６６６世帯で、そのうち核家族世帯は６９．５％を占める。核家族世帯の中でも子どもがいる世帯の割合は、夫婦と子どもの世帯が３７．１％、ひとり親と子どもの世帯は１０．８％を占めている。

埼玉県の世界構成と比較すると、松伏町の方が核家族世帯を含む親族世帯の割合が高く、夫婦と子ども世帯やひとり親と子ども世帯などの子どもがいる世帯の割合も高いことが特徴である。

世帯の家族類型別割合

	松伏町	埼玉県
核家族世帯	69.5%	61.5%
夫婦のみ	21.6%	20.7%
夫婦と子ども	37.1%	31.8%
ひとり親と子ども	10.8%	9.0%
その他の親族世帯	10.8%	7.0%
非親族及び単独世帯	19.7%	31.5%
一般世帯合計	100.0%	100.0%

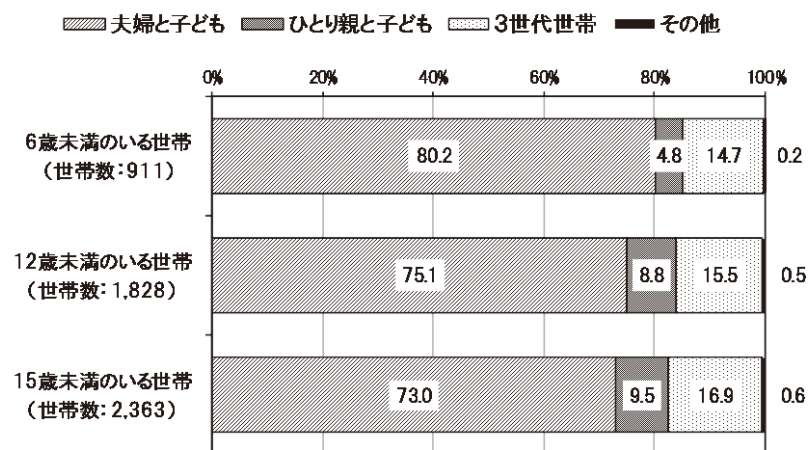
※一般世帯は、病院・寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査（平成２７年）

子どものいる世帯の家族類型では、15歳未満の子どもがいる世帯の82.5%が核家族世帯（夫婦と子どもの世帯が73.0%、ひとり親と子どもの世帯が9.5%）で、6歳未満の子どもがいる世帯では85.0%が核家族世帯（夫婦と子どもの世帯が80.2%、ひとり親と子どもの世帯が4.8%）となっている。

なお、平成22年には15歳未満の子どもがいる世帯の核家族世帯の割合は78.7%、6歳未満の子どもがいる世帯では81.5%であったので、核家族世帯の割合がより高くなっていることがうかがえる。

子どもがいる世帯の家族類型



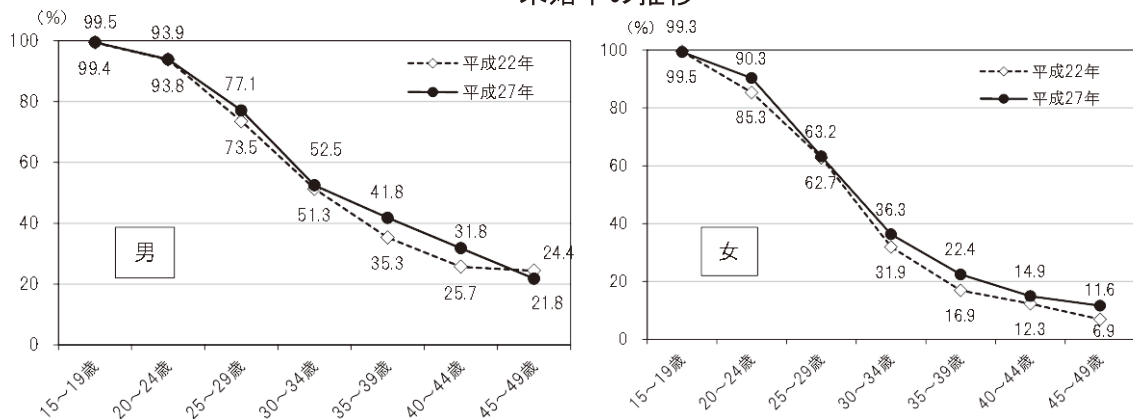
資料: 国勢調査(平成27年)

③ 未婚率

松伏町の未婚率について、平成22年と平成27年を比較すると、男女ともにほとんどすべての年齢階層において平成27年の未婚率の方が高くなっている。

女性では20~24歳で5.0ポイント、25~29歳で0.5ポイント、30~34歳で4.4ポイント上昇し、男性では25~29歳で3.6ポイント、30~34歳で1.2ポイント、35~39歳で6.5ポイント上昇している。

未婚率の推移



資料: 国勢調査

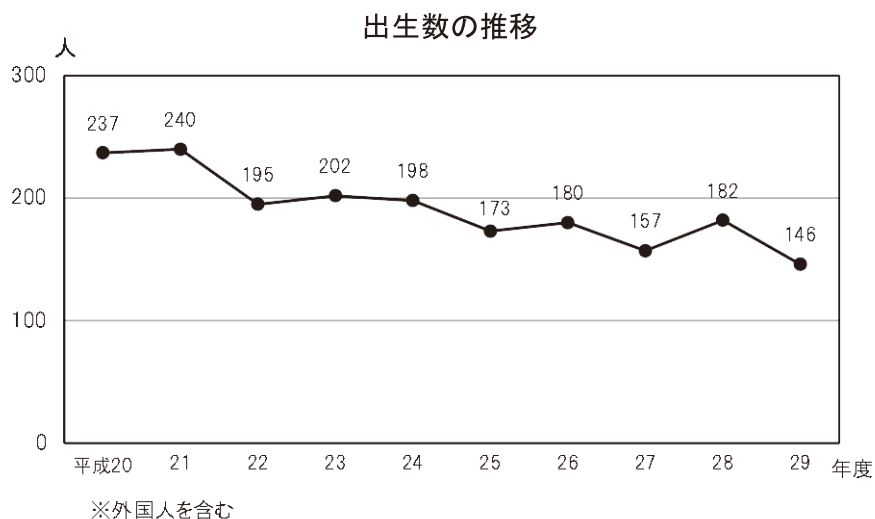
資料: 国勢調査

2 出生・女性の就労の状況

(1) 出生の状況

① 出生数

出生数は、平成20年度から平成21年度は240人前後であったが、平成22年度から平成24年度には200人前後、平成25年度から平成28年度には180人前後と徐々に減少する傾向が続き、平成29年度には146人とさらに少なくなっている。



資料:住民基本台帳

② 合計特殊出生率

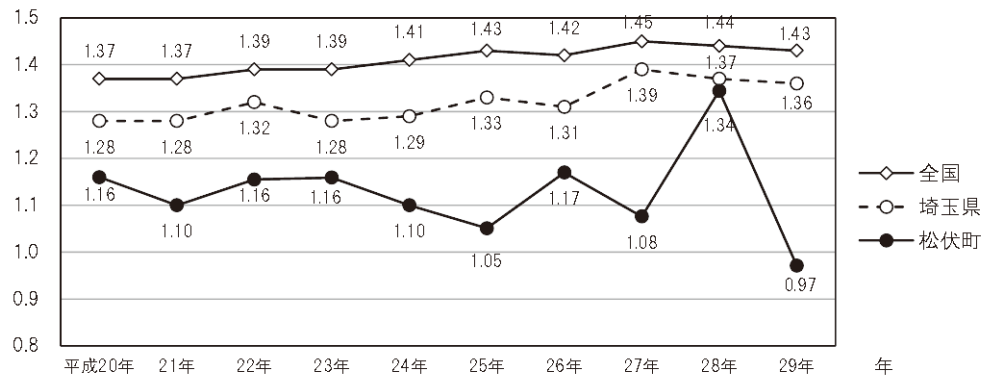
合計特殊出生率の推移をみると、松伏町は全国、埼玉県と比較すると一貫して合計特殊出生率が低くなっている。

平成20年から平成27年までは概ね1.10を前後して推移してきたが、平成28年に1.34となった後、平成29年には0.97と落ち込んでいる。

※合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

合計特殊出生率の推移

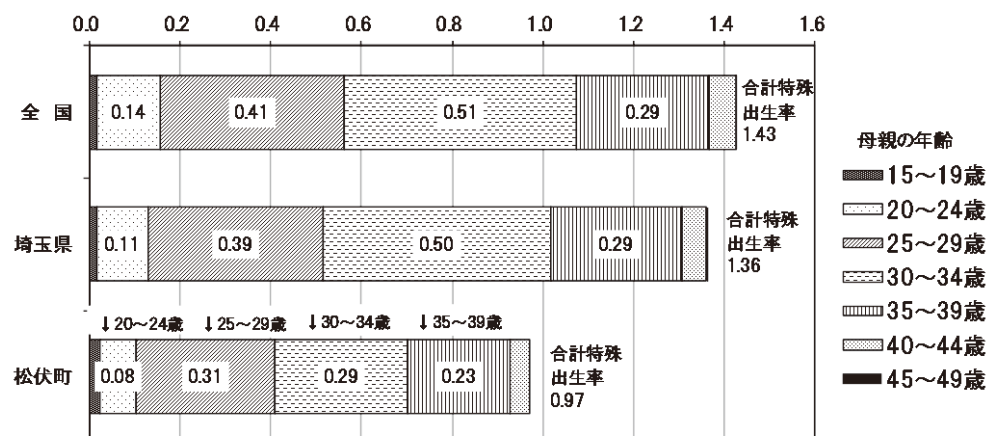


資料：埼玉県保健医療政策課

松伏町の平成29年の合計特殊出生率0.97の年齢層別構成をみると、25～29歳が0.31と最も高く、次いで30～34歳の0.29、35～39歳の0.23と続いている。

全国と埼玉県では30～34歳が最も高く、全国では0.51、埼玉県で0.50となっており、それぞれ松伏町よりも0.22ポイント、0.21ポイント高くなっている。25～29歳は、全国は松伏町よりも0.10ポイント高く、埼玉県は0.08ポイント高くなっている。

平成29年合計特殊出生率の母親の年齢層別構成



資料：埼玉県保健医療政策課

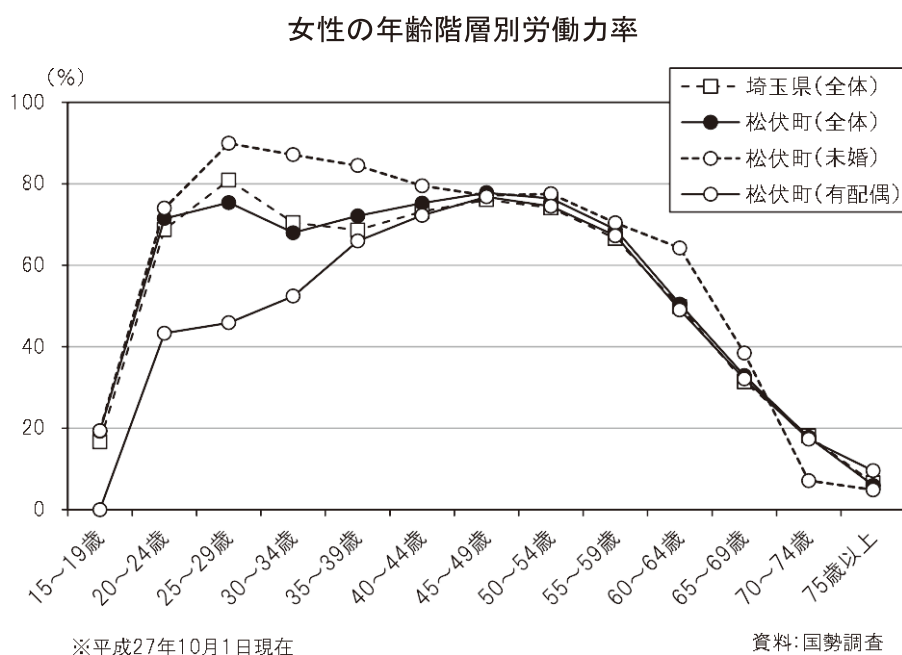
(2) 女性の就労の状況

① 年齢階層別労働力率

松伏町（全体）の女性の年齢階層別労働力率をみると、学齢期を過ぎた25～29歳で75.4%と一度ピークを迎えるものの、30～34歳では68.0%と低くなり、35～39歳以降50～54歳までは7割以上の労働力率となっている。

埼玉県（全体）と比較すると、25～29歳と30～34歳では松伏町の方が低いものの、それ以外の年齢階層別労働力率は概ね松伏町の方が高くなっている。

また、松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率をみると、ほとんどの年齢階層において女性全体や未婚女性よりも下回っており、特に、35～39歳まではかい離が大きい。しかし、40～44歳では有配偶女性72.3%、女性全体76.0%と、その差は3.7ポイントと小さくなっており、その後の年齢階層においても有配偶女性と女性全体の差は小さなものとなっている。

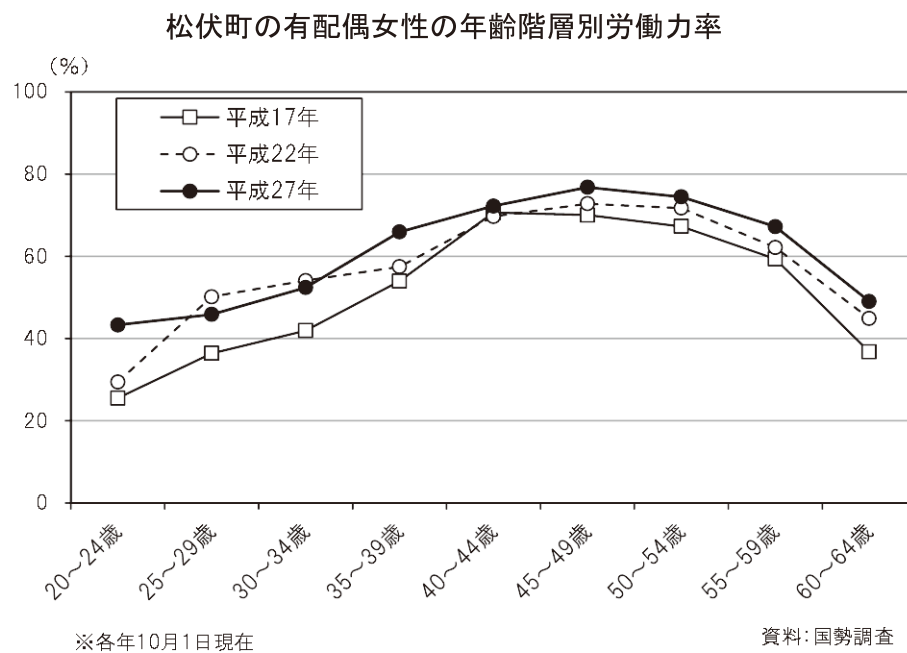


② 有配偶女性の労働力率の動向

松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率の推移をみると、40歳未満では平成17年から平成22年にかけては25～29歳、30～34歳の年齢階層における労働力率が上昇している。

平成22年から平成27年にかけて、25～29歳、30～34歳ではやや労働力率が下がるものの、35～39歳では8.5ポイントと大きく上昇している。

40歳以上では、40～44歳の労働力率は平成17、22、27年でさほど変化はないが、45～49歳以降の年齢階層ではいずれも平成27年の労働力率が最も高くなっている。

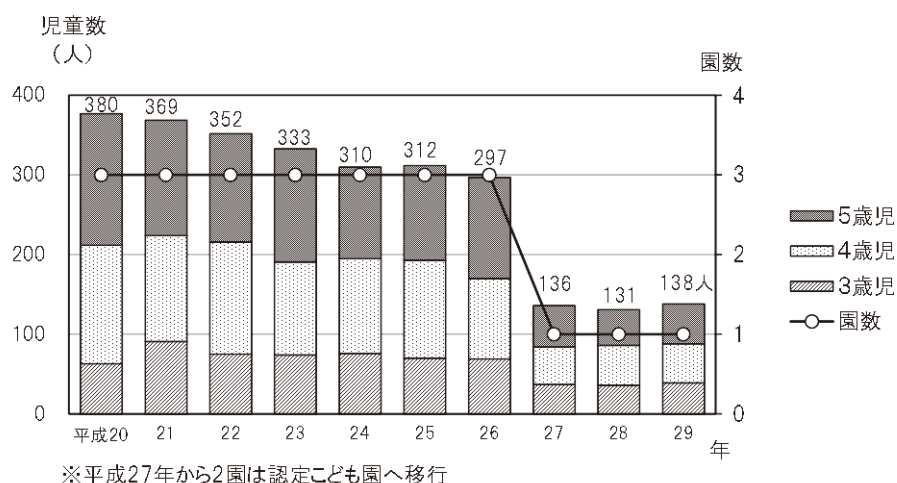


3 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園

松伏町には幼稚園が3園あったが、平成27年以降は2園が認定こども園に移行したことにより、1園となっている。園児数は、3園あった平成26年には297人であったが、1園となった平成27年以降は130人台で推移しており、平成29年には138人となっている。

幼稚園の児童数と園数の推移

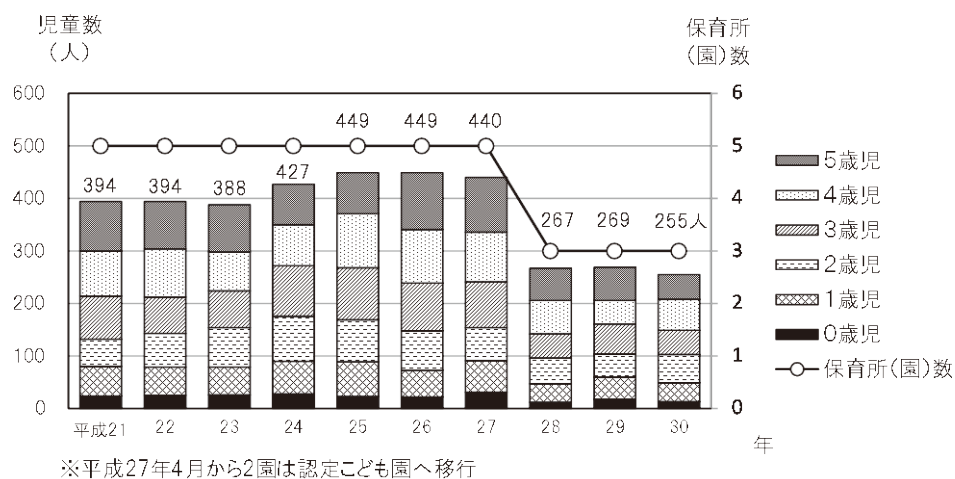


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 保育所（園）

松伏町には保育所（園）が5園あったが、平成27年4月以降は2園が認定こども園に移行したことにより、3園となっている。児童数は、平成24年以降は400人台で推移しており、平成27年には440人であったが、3園となった平成27年以降は250～260人台で推移し、平成30年には255人となっている。

保育所（園）の児童数と園数の推移



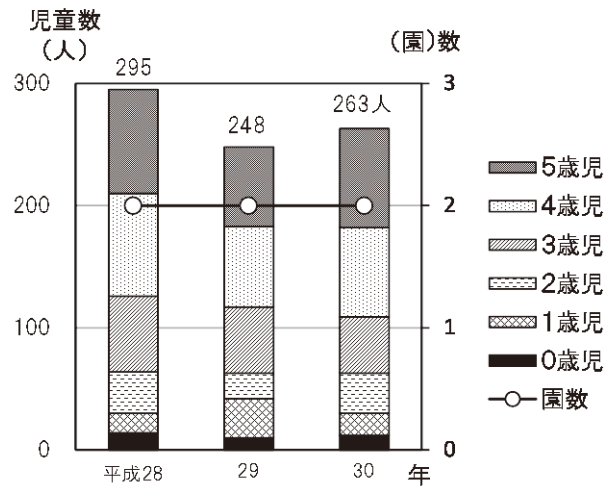
資料：すこやか子育て課（各年3月1日現在）

(3) 認定こども園

松伏町の認定こども園は、平成27年4月以降2園が開設されており、平成30年の児童数は263人となっている。

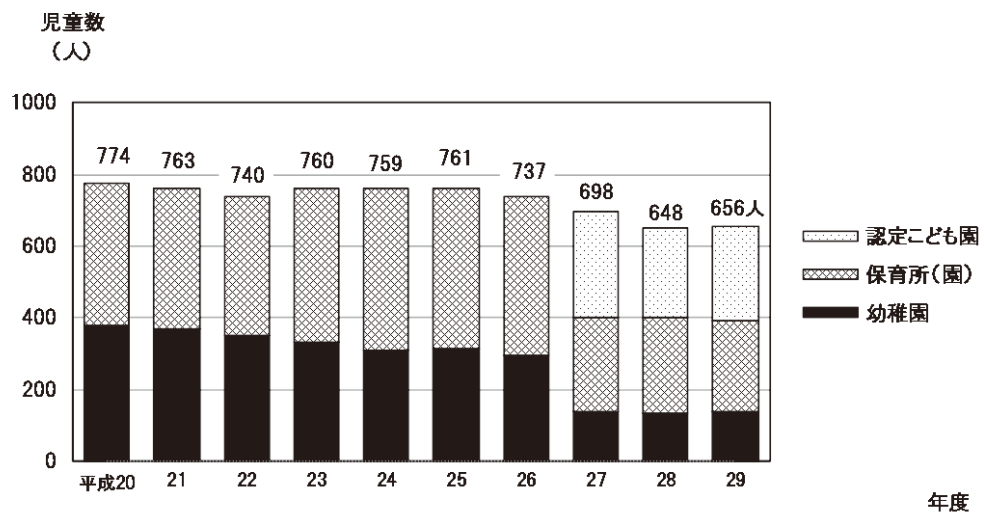
なお、幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う児童数の合計をみると、平成20年度には774人（幼稚園と保育所（園）の合計）であったが、平成29年度には656人と118人減少している。

認定こども園の児童数と園数の推移



資料：すこやか子育て課（各年3月1日現在）

教育・保育施設を利用する児童数（未就学児）の推移



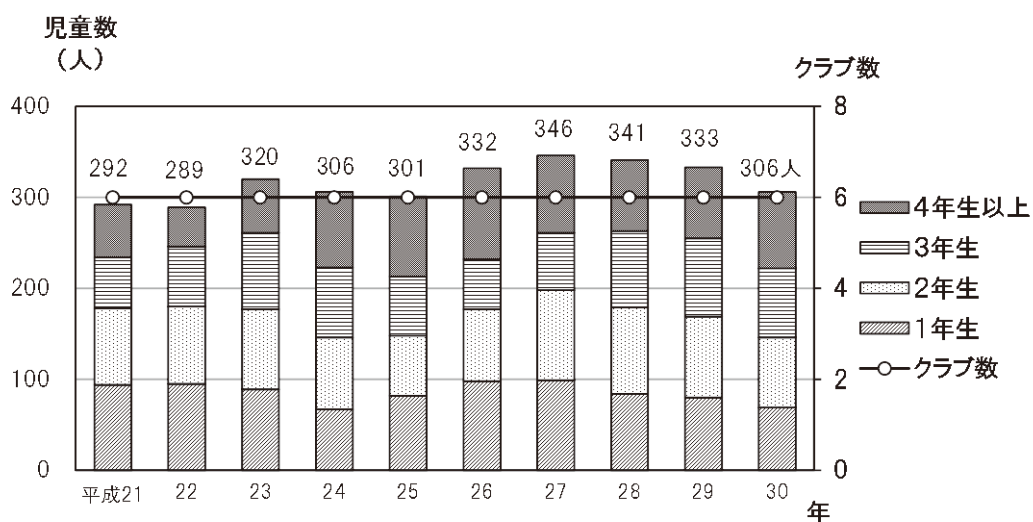
※幼稚園は各年5月1日現在、保育所（園）、認定こども園は各年3月1日現在。

資料：統計まつぶし

(4) 学童クラブ

松伏町には6つの学童クラブがあり、6クラブ合計の定員は355人となっている。学童クラブを利用する児童の数は平成27年に346人となって以降減少を続け、平成30年には306人となった。

学童クラブの児童数とクラブ数の推移



資料:すこやか子育て課(各年4月1日現在)

4 前期計画の評価

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

1 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進

(1) 子どもと母親の健康の確保

実績	・18事業中16事業が順調に進捗している。 ・育児相談の待ち時間を母親同士の交流の時間として活用してもらっている。 ・虫歯防止の推進のためフッ素塗布を1回から2回とし、効果測定を行っている。 ・乳児全戸訪問事業で訪問できなかった場合、後日連絡を取って必ず全員に接触している。 ・乳幼児訪問事業でも、関係機関と連携して訪問が必要な全ての家庭への訪問につなげている。
課題	・ハイリスク妊産婦（10代での妊娠や多胎児）の困難なケースが増加しており、支援体制を充実する必要がある。 ・養育支援訪問事業は事業開始できていない。

(2) 「食育」の推進

実績	・母親学級は家族も参加しやすいようハローベビー教室として開催している。 ・離乳食相談では事前アンケートを実施し、参加者の知りたい内容を盛り込んだ。 ・試食ができる食育の講座を地域子育て支援センターで開催した。
課題	・栄養相談や食育の啓発において、食べ物に関する専門的なアドバイスのために管理栄養士を確保する必要がある。

(3) 小児医療の充実

実績	・小児救急医療における吉川市との共同事業では、委託料の見直しにより事業の安定性を確保し、1日平均2.4件の受診があった。
課題	・特になし。

2 未就園児とその家庭に対する支援

(1) 保育施設の開放

実績	・町内全ての保育所（園）、幼稚園、認定こども園で定期的に園庭開放等を実施。 ・町立保育所、認定こども園において育児相談を実施。 ・育児相談に積極的に取り組む私立保育所に対して委託料を加算。
課題	・特になし。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

実績	・保健センター、子育て支援センター、学校養護教諭、子育て支援専門員による母子保健連携会議を開催。 ・子育て支援専門員を配置し、役場窓口、保健センター、子育て支援センターを巡回。 ・子育てガイド「松伏子育て情報便」を配布。
課題	・特になし。

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

実績	・子育て援助を受けたい方（利用会員）の登録数が増加し、子育て支援が充実した。 ・大川戸子育て支援センターを農村トレーニングセンターに移転し、利便性の向上を図った。
課題	・特になし。

(2) 教育・保育事業の充実

実績	・松伏町スタートカリキュラムを改訂し、保育所（園）、幼稚園、認定こども園に通う5歳児がスムーズに小学校生活に適応できるよう、交流内容の改善を図った。
課題	・保育士数に余裕が乏しい施設が多いため、障がいのある児童を受け入れるためにクラス担任の保育士を増員する必要がある場合に対応が難しい状況にある。

(3) 児童の健全育成

実績	・公民館での各種講座の開催、図書室での「おはなしランド」の開催、児童館での多様な教室や行事、交流活動を実施している。 ・吉川警察所管内学校警察連絡協議会を開催し、町内の小学校、中学校、高等学校での情報交換も行っている。
課題	・特になし。

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

実 績	・町内の全保育所（園）で延長保育（18:30～19:00）を実施し、3か所の保育所（園）で一時保育を実施している。 ・学童クラブは日曜祝日を除き最長 18:30 まで開所している。 ・母親学級をハローベビー教室に改称し、最終回の土曜日開催、父子手帳の配布などで父親の参加を促した。
課 題	・ハローベビー教室への父親の参加をさらに促す工夫が必要である。

(2) 多様な働き方の実現

実 績	・松伏町男女共同参画基本計画に基づき、成果を検証しながら施策を推進した。 ・松伏町男女共同参画情報誌（松伏かがり火通信）を発行し啓発活動を行った。
課 題	・特になし。

3 要保護児童等へのきめ細かな対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

実 績	・要保護児童については随時ケース会議を開催しており、実務者会議等で関係機関と連携を図っている。 ・健康相談、健康診査、訪問指導等で把握した虐待が疑われるケースには、電話や訪問等によるフォロー、ケース検討会議での情報共有、関連部署との連携等により対応している。 ・児童保護の可能性がある場合には、児童相談所と共同で対応している。 ・児童虐待相談件数は平成26年度7件、27年度5件、28年度21件、29年度24件、30年度は41件と増加しているが、増加の背景には関係機関や地域住民とは少しでも心配があれば連絡をもらえる関係ができていることがあり、地域の目が行き届いている環境にあると評価できる。
課 題	・虐待相談件数の増加とともに解決が難しいケースも増加しているため、対応の体制を強化する必要がある。 ・児童虐待防止体制総合強化プランに基づく子ども家庭総合支援拠点設置（令和4年度まで）に向け、体制の策定・整備が必要である。

(2) ひとり親家庭の自立支援

実 績	・2事業とも順調に実施。
課 題	・特になし。

(3) 障がい児支援施策の充実

実 績	・17 事業の全てが順調に実施。
課 題	・発達の遅れを受け入れられない保護者への支援。 ・養育先の情報の不足。

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

1 安全・安心な生活環境の整備

(1) 安全・安心な社会基盤の整備

実 績	・松伏地区の町道6号、13号線は、道路整備を完了し通学路に指定済み。 ・定期的な公園パトロール、遊具点検、公園の清掃等を実施している。
課 題	・雑草繁茂期の適時処理、大きく生長した樹木の剪定、遊具の更新。

(2) 安全・安心まちづくりの推進

実 績	・主要な公共施設はバリアフリー対応済み。
課 題	・特になし。

2 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動

実 績	・交通安全教室を適宜開催している。(幼児向け2回、小中学生向け11回)
課 題	・特になし。

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動

実 績	・防犯教室を学童クラブ(5回)、小学校(3回)で開催している。 ・通学路における交通指導員、登校ボランティアによる見守りを実施している。
課 題	・特になし。

(3) 被害に遭った子どもの保護

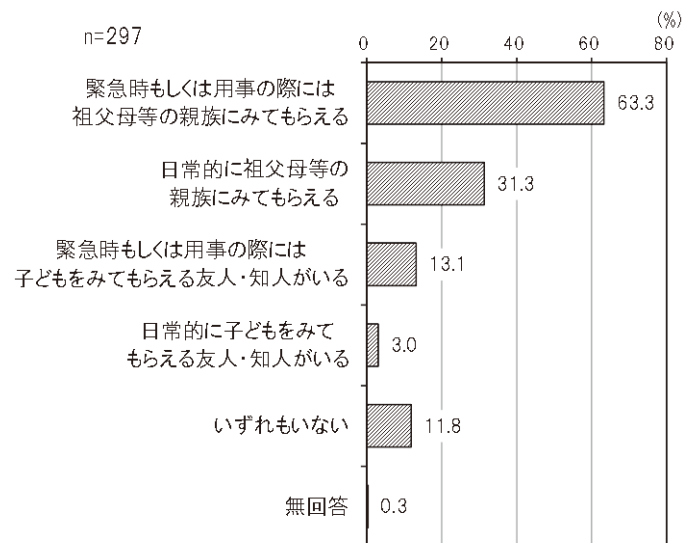
実 績	・適応指導教室に教育相談員と県のソーシャルワーカーを配置している。 ・中学校にさわやか相談室を設置し、相談員を配置している。
課 題	・特になし。

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 日頃みてもらえる親族・知人の有無（未就学児童）

- ・「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は31.3%と約3分の1、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.3%と半数以上となっている。
- ・その一方で、「いずれもない」は11.8%あった。

日頃みてもらえる親族・知人の有無

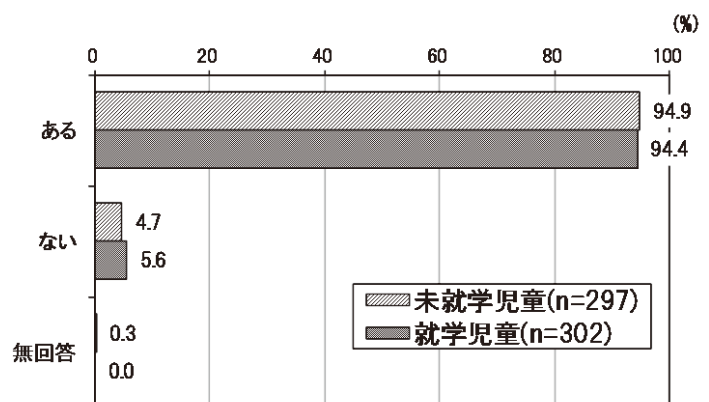


(2) 育児の相談（未就学児童・就学児童）

① 気軽に相談できる先の有無（未就学児童・就学児童）

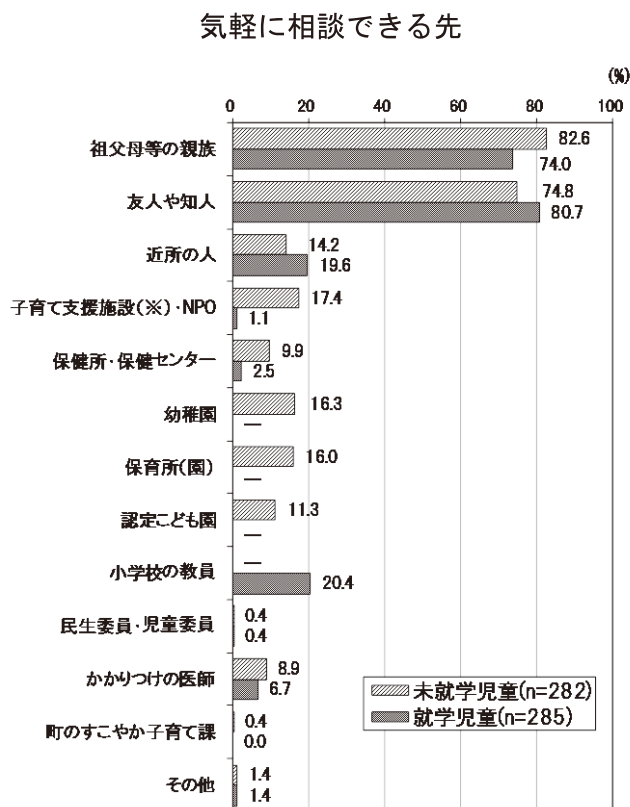
気軽に相談できる先の有無

- ・気軽に相談できる先が「ある」のは、未就学児童では94.9%、就学児童では94.4%と、ともに9割以上を占めている。



② 気軽に相談できる先（未就学児童・就学児童）

- ・未就学児童、就学児童ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」が多く、いずれも7割台～8割台になっている。就学児童にみられるように、子どもの年齢が上がると、「祖父母等の親族」よりも「友人や知人」が多くなったり、「近所の人」が未就学児童よりも多くなるなど、血縁よりも地縁による関係の相談先が多くなる。
- ・また、未就学児童では「幼稚園」、「保育所（園）」、「認定こども園」、就学児童では「小学校の教員」など、子どもが通う教育施設・保育施設が相談先としてあげられている。

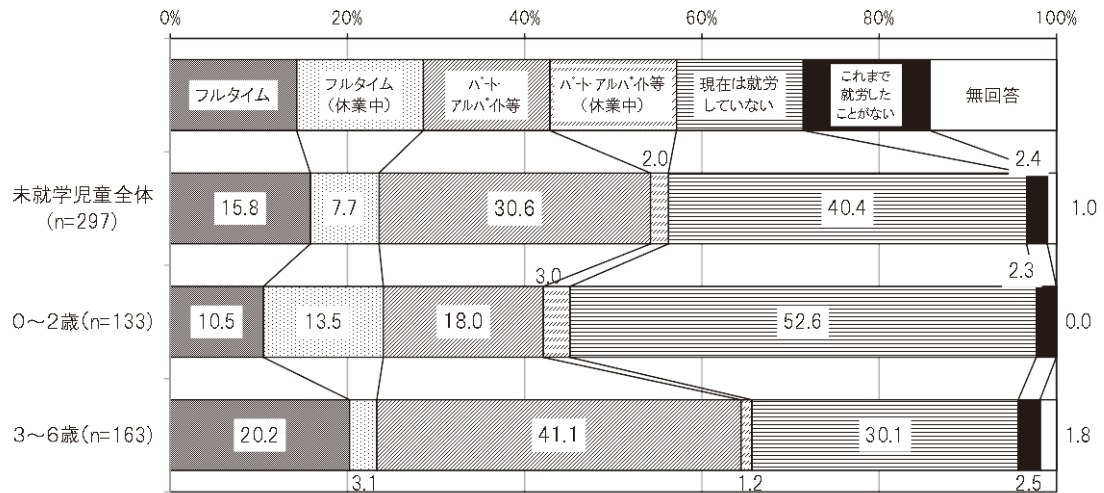


(3) 母親の就労状況（未就学児童・就学児童）

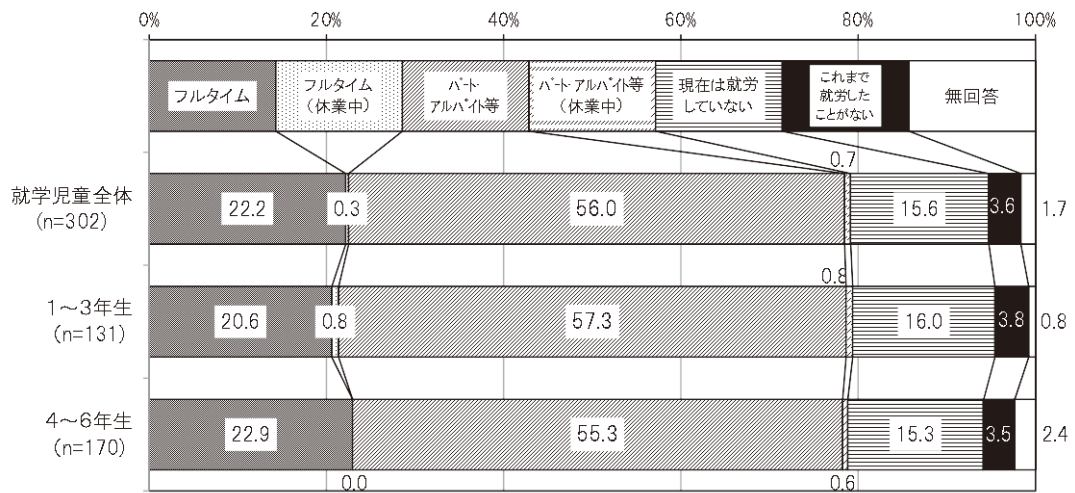
- ・未就学児童全体では、「現在は就労していない」が最も多く、40.4%を占めている。特に、0～2歳では52.6%と過半数が「現在は就労していない」と回答している。
- ・未就学児童全体では、「フルタイム」は休業中を含めて23.5%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて32.6%で、全体の56.1%が就労している。
- ・就学児童全体では、「フルタイム」は休業中を含めて22.5%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて56.7%で、全体の79.2%が就労している。
- ・未就学児童、就学児童を通してみると、休業中を含めた「フルタイム」の割合はどの年齢層でも約2割を占めており、子どもの年齢による違いはさほどみられない。一方、「パート・アルバイト等」(休業中を含む)は、0～2歳で21.0%、3～6歳で42.3%、就学児童では1～3年生、4～6年生ともに過半数を占めるなど、子どもの年齢が高くなるにしたがって割合が高くなる傾向がみられる。

母親の就労状況

[未就学児童]



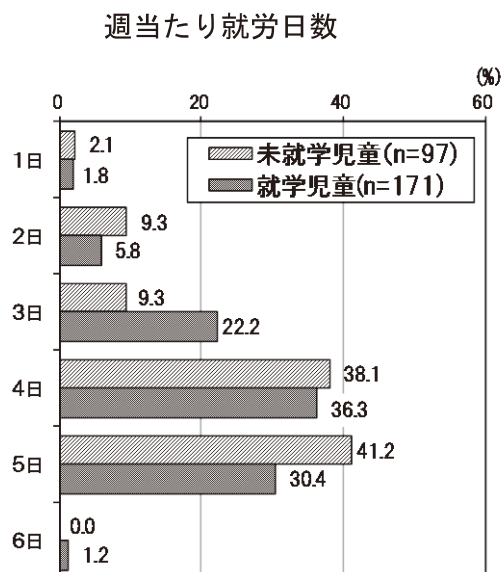
[就学児童]



(4) 母親がパート・アルバイト等の場合の就労状況（未就学児童・就学児童）

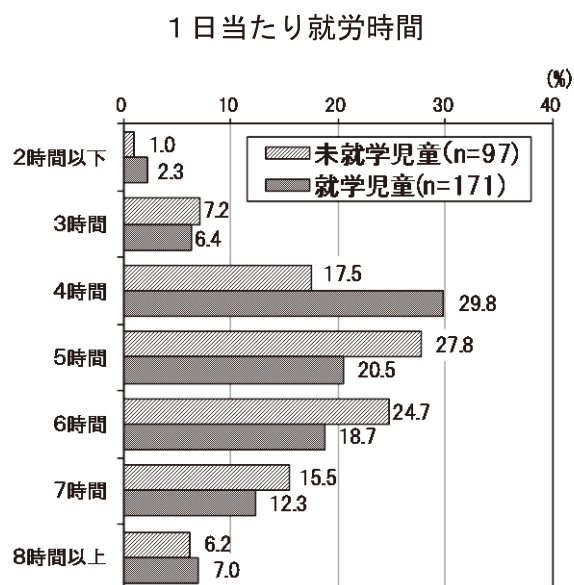
① 週当たり就労日数

- ・未就学児童では、「5日」が41.2%で最も多く、「4日」が38.1%となっている。
- ・就学児童では、「4日」が36.3%で最も多く、「5日」が30.4%となっている。



② 1日当たり就労時間

- ・未就学児童では、「5時間」が27.8%で最も多く、「6時間」が24.7%となっている。
- ・就学児童では、「4時間」が29.8%で最も多くなっている。

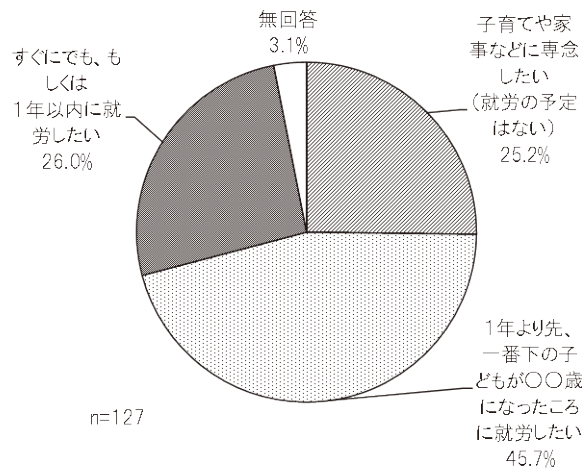


(5) 母親が就労していない場合の就労希望（未就学児童）

① 今後の希望

- ・「これまで就労したことがない」あるいは「現在就労していない」母親のうち26.0%には1年以内の就労希望があり、1年より先の就労を希望する場合を含めて71.7%には将来的な就労の意向がある。

今後の就労希望（就労していない場合）



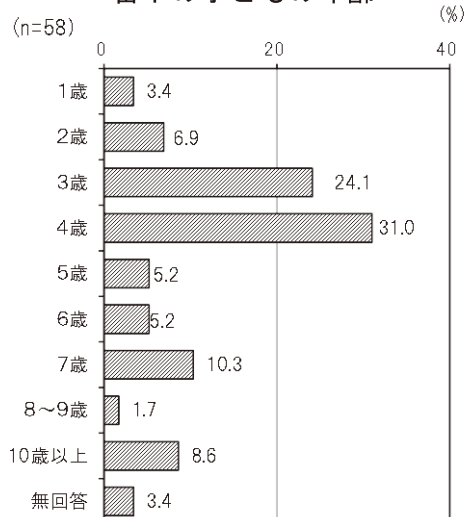
② 1年より先の就労を希望する場合の一番下の子どもの年齢

- ・「4歳」（31.0%）と「3歳」（24.1%）で過半数を占めている。
- ・次に多いのは、小学校入学後となる「7歳」で10.3%となっている。

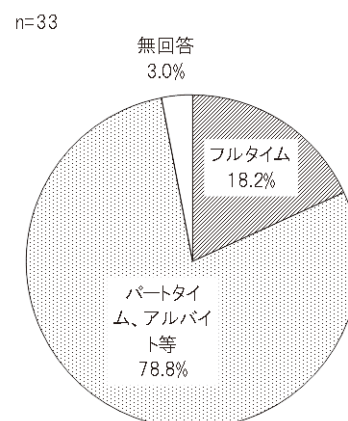
③ 1年より先の就労を希望する場合の就労形態

- ・「1年より先の就労を希望している」のは33人で、そのうち「パートタイム、アルバイト等」を希望するのは78.8%、「フルタイム」を希望するのは18.2%となっている。

一番下の子どもの年齢



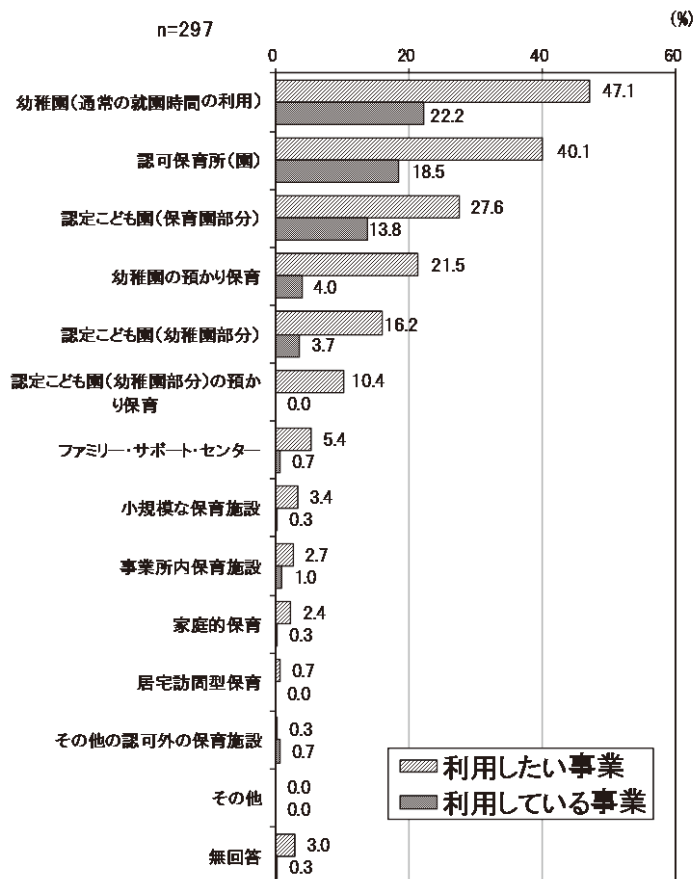
希望する就労形態



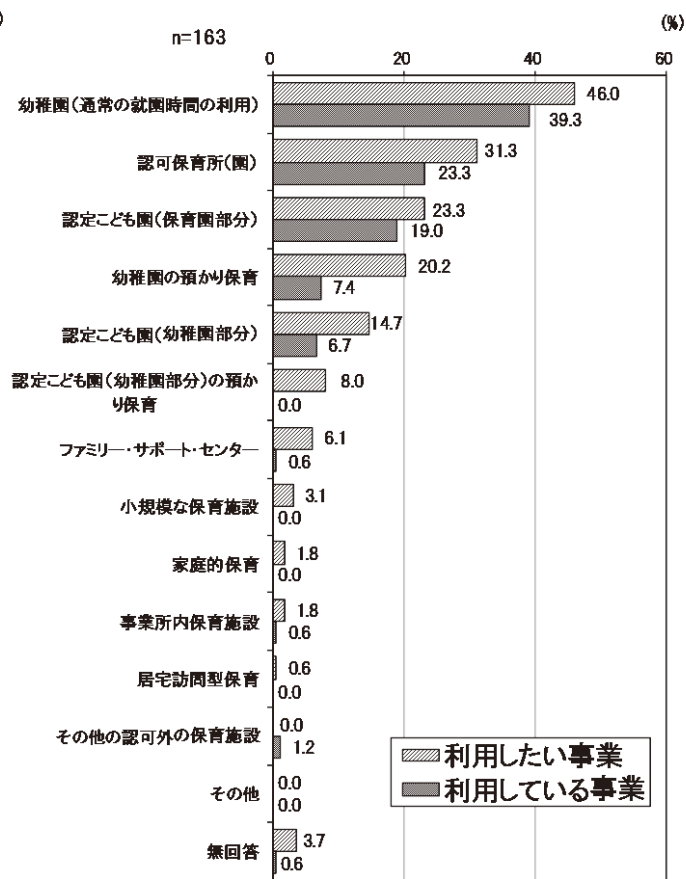
(6) 利用したい教育・保育事業と現在の利用率（未就学児童）

- ・利用したい事業は「幼稚園」が47.1％で最も多く、次いで「認可保育所（園）」が40.1％、「認定こども園（保育園部分）」が27.6％となっている。
- ・子どもの年齢3歳以上では、利用したい事業は「幼稚園」が46.0％、次いで「認可保育所（園）」が31.3％、「認定こども園（保育園部分）」が23.3％となっている。
- ・子どもの年齢3歳以上で現在の利用率と利用希望の差が大きいのは「幼稚園の預かり保育」で、利用率7.4％に対し利用希望率20.2％と12.8ポイントの差がある。また、「認可保育所（園）」、「認定こども園（幼稚園部分）」、「認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」では、いずれも利用率と利用希望率に8.0ポイントの差がある。

利用したい事業と現在の利用率（複数回答）



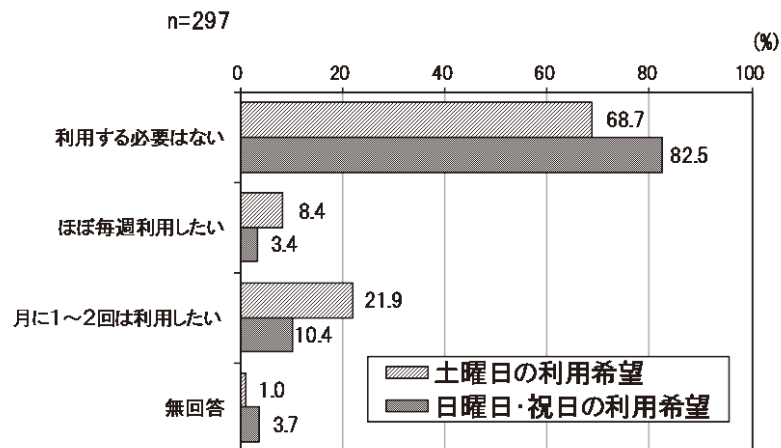
利用したい事業と現在の利用率（3歳以上・複数回答）



(7) 土曜日・休日の教育・保育事業の利用希望（未就学児童）

- ・土曜日は68.7%、日曜日・祝日は82.5%が「利用する必要はない」と感じている。
- ・一方、利用希望がある人についてみると、土曜日は「月に1～2回は利用したい」が21.9%、「ほぼ毎週利用したい」は8.4%となっている。日曜日・祝日は「月に1～2回は利用したい」が10.4%、「ほぼ毎週利用したい」は3.4%となっている。

土曜・休日の教育・保育事業の利用希望

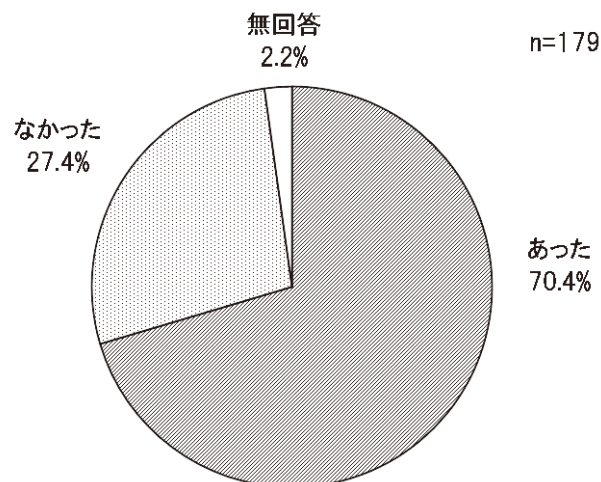


(8) 病児保育（未就学児童）

① 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだこと（過去1年間）

- ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用している人のうち、過去1年間に子どもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだことが「あった」のは70.4%となっている。

子どもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだこと（過去1年間）



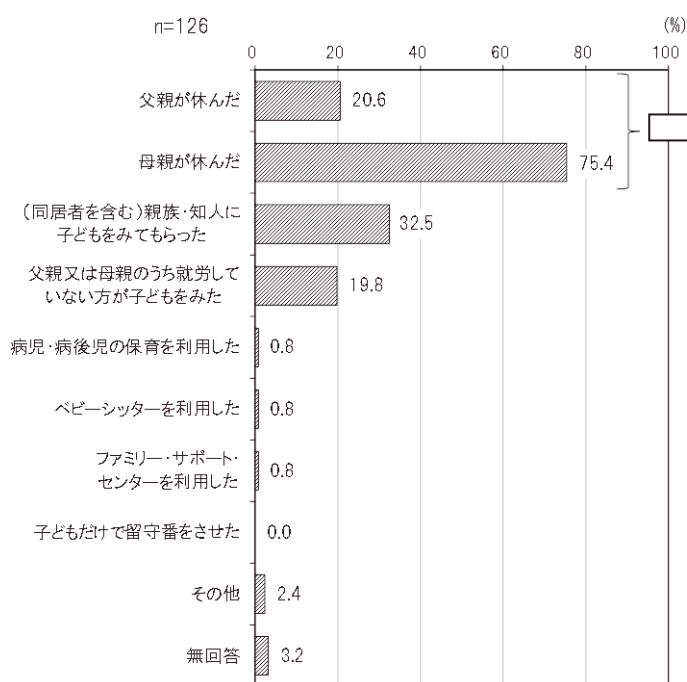
② 子どもが休んだ時の対処方法（過去１年間）

- ・過去１年間に子どもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだことがある人を対象にその時の対処方法をたずねたところ、「母親が休んだ」が75.4%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.5%、「父親が休んだ」が20.6%となっている。

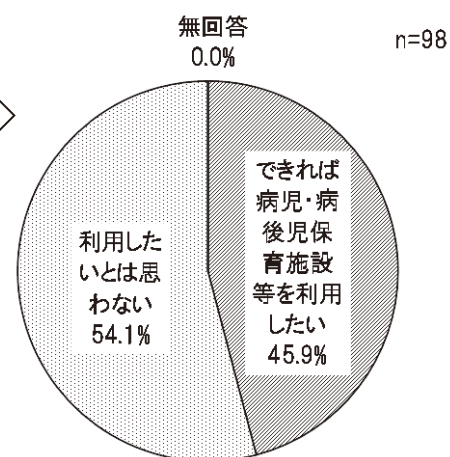
③ 病児・病後児保育の利用希望

- ・子どもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだ時に父親か母親が休んで対処した人にたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が45.9%で半数近くを占めている。
- ・自由意見では、病児・病後児の施設が少ない、町内に欲しい、といった意見があげられている。

子どもが休んだ時の対処方法（複数回答）



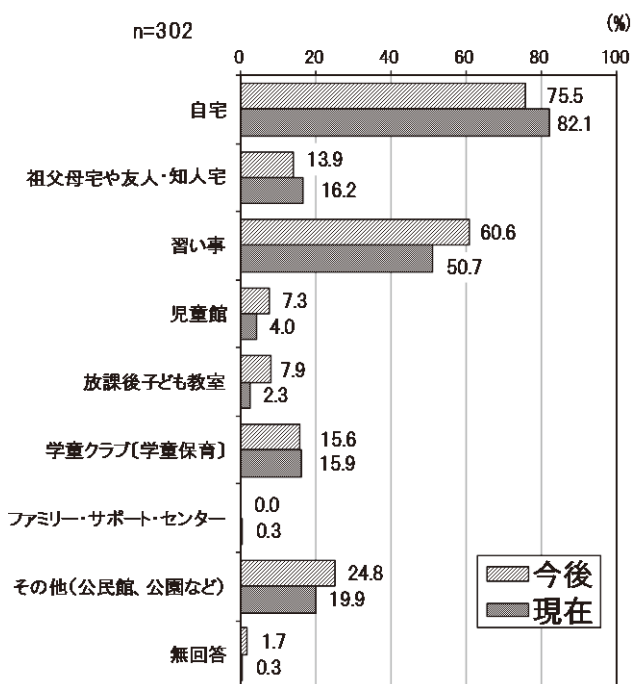
病児・病後児保育の利用希望



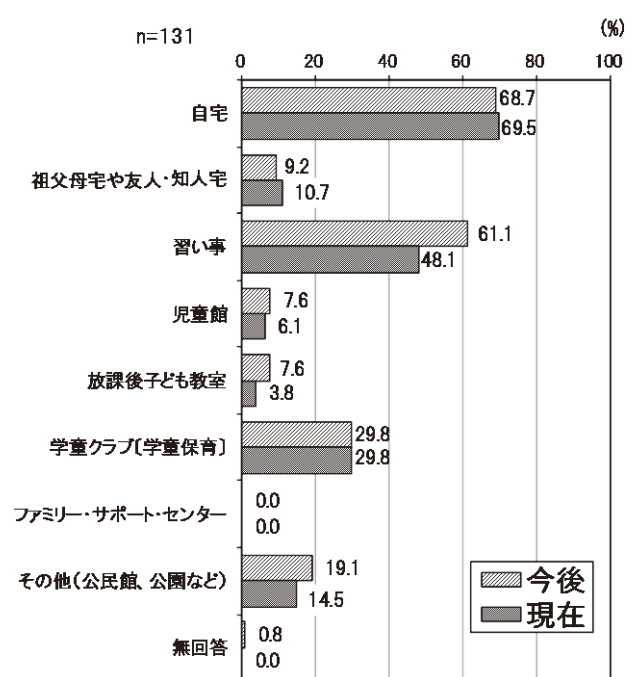
(9) 放課後の過ごし方（就学児童）

- ・今後の放課後の過ごし方の希望は、就学児童全体では「自宅」が75.5%と最も多く、次いで「習い事」が60.6%、「その他（公民館、公園など）」が24.8%、「学童クラブ（学童保育）」が15.6%となっている。
- ・1～3年生に限った場合でも概ね同様の傾向であったが、「学童クラブ（学童保育）」については就学児童全体よりも希望する割合が高く、29.8%となっている。

現在と今後の放課後の過ごし方（複数回答）



現在と今後の放課後の過ごし方（1～3年生・複数回答）



6 子ども・子育て支援の課題

(1) 地域支え合いの環境づくり

- ・子どものいる世帯のうち核家族世帯は8割以上を占めている。また、1世帯当たりの人員は平成31年4月現在2.46人で、年々減少している。
- ・日頃子どもをみてもらえる親族・知人として、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は31.3%（未就学児童）、気軽に相談できる先として「祖父母等の親族」が82.6%（未就学児童）であるなど、子育てを支援する存在として親族が大きな位置づけを占めている。
- ・一方で、「日頃みてもらえる親族・知人はいない」が11.8%（未就学児童）、「気軽に相談できる先はない」が4.7%（未就学児童）など、子育ての支援がどこからも得られない家庭もあり、これらの家庭を積極的に支援する仕組みが必要である。

(2) 働く母親とその子どもへの支援

- ・女性の労働力率は、有配偶女性も含めて年々高くなってきている。
- ・未就学児童保護者では、休業中も含めて全体の56.1%の母親が就労している。就学児童保護者では、休業中も含めて全体の79.2%の母親が就労している。未就学児童、就学児童ともに、前回調査である平成25年度調査結果と比較して就労している母親の割合は高くなっている。
- ・未就学児童保護者で就労していない母親のうち、71.7%には将来的な就労意向がある。前回調査時には48.1%であったので、実際の就労率に加えて就労意向も高くなっている。

(3) 保育時間の長時間化と終了時間の延長に対するニーズへの対応

- ・定期的な教育・保育事業の1日当たりの利用時間について。
（現状）8時間以内：66.3%、それ以上：33.7%
（希望）8時間以内：56.3%、それ以上：43.8%
- ・開始時間が8時より早い利用について。
（現状）5.7% （希望）9.7%
- ・終了時間が17時を超える利用について。
（現状）22.9% （希望）34.7%

（４）土曜日・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応

- ・土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望について。
（ほぼ毎週） 8.4% （月に1～2回） 21.9%
- ・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について。
（ほぼ毎週） 3.4% （月に1～2回） 10.4%
- ・幼稚園の利用者のうち、長期休暇中の利用希望について。
（ほぼ毎日） 13.0% （週に数日） 45.5%

（５）病児・病後児保育ニーズへの対応

- ・未就学児童で定期的な教育・保育事業の利用者のうち70.4%がこの1年間で病気やケガのために幼稚園や保育所（園）を休んだと回答している。また、そのうち77.8%が母親か父親が仕事を休むことで対応しており、さらに45.9%（定期的な教育・保育事業の利用者全体の25.1%）が病児・病後児保育の利用を希望している。
- ・自由意見では、病児・病後児保育の施設が少ない、町内に欲しい、という要望があげられている。

（６）不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

- ・幼稚園の預かり保育については、3歳以上の利用率が7.4%であるのに対して、利用希望が20.2%となっている。また、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育では3歳以上の利用者がいなかったが、利用希望は8.0%となっており、幼稚園の預かり保育に関して実際の利用率と利用希望の差が大きい。
- ・不定期の教育・保育事業（一時預かり、幼稚園等の預かり保育、ファミリー・サポート・センター等）を利用したことがある人は10.1%となっている一方で、事業を利用したい人は39.1%となっている。ただし、「利用する必要はない」（57.2%）は前回調査結果（47.9%）より増加している。
- ・自由意見では、一時預かりができる施設や定員の増加、育児休業中の一時預かり、長期休暇や急な休みなどの時に対応してくれる所がほしい、といった意見があげられている。

（７）職場における子育て両立支援の促進

- ・未就学児童の保護者で子どもが生まれた時に働いていた母親のうち、育児休業を取得したのは69.1%で、前回調査結果（55.1%）より増加している。
- ・育児休業を取得していない理由として、職場の制度や雰囲気が影響している回答に着目

すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「仕事に戻るのが難しそうだった」（ともに13.2%）は前回調査結果よりも減少している。しかしながら「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」という回答は、前回調査結果21.0%から今回調査結果31.6%に増加している。

- ・育児休業からの職場復帰時期については、「希望より早く復帰した」が64.8%と過半数を占めている。その理由としては、「希望する保育所（園）等に入るため」が51.4%と最も多く、前回調査時よりも増加している。
- ・父親の育児休業の取得状況は「取得した（取得中である）」が3.7%、「取得していない」が85.2%で、前回調査時からさほど変化していない。

（８）就学児童の放課後における居場所の確保

- ・5歳以上の未就学児童を持つ保護者のうち、41.3%が低学年（1～3年生）における学童クラブの利用を希望している。
- ・これに対して、就学児童のうち低学年（1～3年生）の学童クラブの利用率は29.8%にとどまっている。
- ・学童クラブに関する自由意見として、長期休暇中の利用、利用時間の延長、利用環境等への要望があげられている。
- ・放課後子ども教室については、現在実施している小学校以外でも実施してほしいという要望や、情報提供の充実を望む意見があげられている。

（９）児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

- ・児童虐待相談件数は平成26年度7件、27年度5件、28年度21件、29年度24件、30年度は41件と増加している。
- ・近年の児童虐待相談件数の急激な増加は、関係機関との連携や地域住民との協力関係の強化により、心配なことがあればすぐに連絡して情報共有する体制ができてきたことによるところが大きい。
- ・こうした状況から、虐待が疑われるケースの把握は十分にできていると思われるが、解決が困難なケースも増加してきており、現体制での対応が難しくなっている。
- ・児童虐待になる前の段階で適切な対応をとることにより、児童虐待を未然に防ぐ体制の構築に積極的に取り組む必要がある。
- ・今後、「児童虐待防止体制総合強化プラン」に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を整備するに当たり、体制面での整備を検討する必要がある。

（１０）子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

- ・ニーズ調査の自由意見では、子どもや子育てに関連する公共施設整備や、まちづくりの充実に関する意見も多かった。
- ・公園の整備に関する要望は、未就学児童保護者、就学児童保護者ともに多いが、特に未就学児童保護者からの要望が多かった。設備の充実に関しては、遊具の充実があがっており、未就学児童保護者からは乳幼児が遊べる遊具の充実、就学児童保護者からは鉄棒、ブランコ、砂場等の要望があげられている。公園の管理については、除草や動物のフンの除去等、衛生面に関する要望が多い。公園の設置についての意見では、地区による公園数の偏りや、ボール遊びなどができる公園がほしいといった意見があげられている。
- ・安全の確保については、行動範囲が広がる就学児童保護者からの要望が多かった。防犯面からは、街灯の増設や不審者対策、一人になってしまう場所への不安があげられている。交通安全面からは、歩道や道路の整備、スクールゾーンの設置などへの要望があげられている。
- ・子ども向けの公共施設に関する要望も多い。未就学児童保護者からは、子どもが遊べる施設や場所への要望や、児童館に関する要望があげられている。就学児童保護者からは、勉強できる場所等への要望があげられている。